

## 規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項及び第四十二条の二中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十四条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に収納計器取扱人が納入する金額に係る手数料の交付について適用し、同日前に納入した金額に係る手数料の交付については、なお従前の例による。